



流山市監査委員告示第11号

財政援助団体監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成29年7月4日

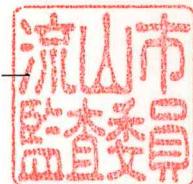
流山市監査委員

佐々木 健一



流山市監査委員

海老原 功一



第4号様式



流商第30号

平成29年6月5日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成29年5月18日付け、流監第7号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成29年5月18日・流監第7号		
監査の種別	財政援助団体監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
経済振興部 商工振興課	指摘 (1)	平成27年度時の要綱第11条第2項では、補助金の概算請求は「補助対象事業の事業期間の2分の1に相当する期間に係る事業費ごとに行わなければならない」と規定していたが、要綱を改正することなく、先行して一括で補助金を交付していた。要綱の遵守の徹底を求める。	今後は要綱の遵守の徹底に努めます。なお、平成28年度におきまして要綱を改正しました。
経済振興部 商工振興課	指摘 (5)	提出された事業報告書について、当該補助金の交付対象外と思われる事業の記載があるものを收受していた。報告内容を精査し指導するとともに、補助事業の内容や実施方法の検証を徹底されたい。	商工会議所と協議し要綱の改正を視野に、精査して参ります。
流山商工会議所	指摘 (1)	要綱第5条では、「補助対象事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は市長の承認を受けること」と規定されているが、変更承認申請書が提出されていなかった。要綱の遵守の徹底を求める。	今後は、補助対象事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は、市と協議し変更承認申請書を提出いたします。
流山商工会議所	指摘 (5)	商工会議所で作成している事業報告書について、当該補助金の交付対象外と思われる事業の記載も混在しており、結果的に誤解を招くような内容になっていた。補助金交付に対する報告書であるので適正な事業報告書の作成を求める。	要綱を遵守し対象事業との整合性を図るとともに、不明な部分については、市とも協議しながら、適正な事業報告書の作成に努めます。
経済振興部 商工振興課	意見	要綱では、商工会議所が行う地域総合振興事業に係る経費の一部に対し補助することになっている。収支決算書の青年、女性会推進事業は県費補助対象の特別会計に計上、支出されていたことから、誤認されることがないよう資金の流れが明確となるような報告書を作成するなど工夫されたい。	補助金の性質に鑑み、今後は誤認・混同を受けることがないよう事業内容を精査し、要綱の改正を視野に商工会議所と協議して参ります。
経済振興部 商工振興課	意見	プレミアム付商品券の販売方法については、売れ残りを懸念するあまり本事業の副次的目的でもある「子育て世代への支援」に欠け、一部には不公平ともいえる販売方法となっていた。販売後のアンケートの実証などにより検証をされているので、今後同様な事業が行われる可能性もあることから、適正な事務執行を要望する。	販売後に商工会議所と協議し改善策も共有しました。今後、同様な事業が実施される可能性もあることから、適切な事務執行が行われるよう徹底いたします。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。